

広島県水道広域連合企業団管理規程第32号

広島県水道広域連合企業団職員安全衛生管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員安全衛生管理規程

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 安全衛生管理体制（第5条－第11条）

第3章 安全衛生委員会等（第12条－第16条）

第4章 健康管理（第17条－第21条）

第5章 雑則（第22条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、職員の安全と健康を確保するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 広島県水道広域連合企業団に常時勤務する職員をいう。
- (2) 事業場 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号。以下「組織規程」という。）第2条第1項に規定する本部及び地方機関に置かれた事務所をいう。
- (3) 所長等 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号）第3条第1項に規定する経営部長及び同条第3項に規定する事務所の長をいう。

（所長等の責務）

第3条 所長等は、所属の職員の安全の確保及び心身の健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に自己の職場における安全の確保及び心身の健康の保持増進に努めるとともに、この規程に基づく措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

（統括安全衛生管理者）

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理させるため、統括安全衛生管理者を置く。

2 統括安全衛生管理者は、次条で定める安全衛生管理者を指揮監督するとともに、職員の安全及び衛生に関する総合的かつ計画的な対策を推進しなければならない。

3 統括安全衛生管理者は、事務局長をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第6条 各事業場に安全衛生管理者を置く。

2 安全衛生管理者は、所長等をもって充てる。

3 安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

(安全管理者)

第7条 常時50人以上の職員が勤務する事業場で、施行令第2条に規定する業種のうち水道業に該当する事業場に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、前条第3項各号に規定する事項のうち安全に係る技術的事項を管理するものとする。

3 安全管理者は、安全衛生管理者が事業場の職員のうちから選任する。

4 安全衛生管理者は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく安全管理者選任報告書（別記様式第1号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者)

第8条 常時50人以上の職員が勤務する事業場に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、第6条第3項各号に規定する事項のうち衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

3 衛生管理者は、安全衛生管理者が事業場の職員のうちから選任する。

4 安全衛生管理者は、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく衛生管理者選任報告書（別記様式第2号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(安全衛生推進者)

第9条 常時10人以上50人未満の職員が勤務する事業場で、施行令第2条に規定する業種のうち水道業に該当する事業場に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、法第12条の2に定める業務を行う。

3 安全衛生推進者は、安全衛生管理者が事業場の職員のうちから選任する。

4 安全衛生管理者は、安全衛生推進者を選任したときは、遅滞なく安全衛生推進者選任

報告書（別記様式第3号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（産業医）

第10条 常時50人以上の職員が勤務する、事業場に法第13条第1項に規定する産業医を置く。

- 2 産業医は、法第13条第1項に定める職務を行うものとする。
- 3 産業医は、前項の職務について、統括安全衛生管理者、安全衛生管理者に勧告し、又は安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 産業医は、医師のうちから、企業長が委嘱する。

（作業主任者）

第11条 施行令第6条に定める作業を行う事業場にその作業区分に応じて法第14条に規定する作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、法第14条に定める職務を行うものとする。
- 3 作業主任者は、安全衛生管理者が当該作業に従事する職員のうちから選任する。
- 4 安全衛生管理者は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく作業主任者選任報告書（別記様式第4号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第3章 安全衛生委員会等

（統括安全衛生委員会）

第12条 職員の安全及び衛生に関する事項のうち統括的な事項を調査・審議するための統括安全衛生委員会を置く。

- 2 統括安全衛生委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、統括安全衛生管理者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる8人をもって構成する。
 - (1) 安全衛生管理者のうち事務局長が指名する者 1人
 - (2) 安全管理者のうち事務局長が指名する者 1人
 - (3) 衛生管理者のうち事務局長が指名する者 1人
 - (4) 産業医のうち事務局長が指名する者 1人
 - (5) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうち事務局長が指名する者 4人
- 5 統括安全衛生委員会は、次の各号に掲げる事項の調査・審議をし、企業長に対して意見を述べることができる。
 - (1) 職員の危険及び健康障害の防止のための基本対策に関するもののうち統括的な事項に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進のための基本対策に関するもののうち統括的な事項に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び防止対策で安全及び衛生に係るもののうち統括的な事項に関すること。

(4) 前3号のほか職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に係る重要事項のうち統括的な事項に関すること。

6 統括安全衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、統括安全衛生委員会が別に定める。

(安全衛生委員会)

第13条 常時50人以上の職員が勤務する事業場で、施行令第2条に規定する業種のうち水道業に該当する事業場に安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会は次に掲げる委員7人をもって構成する。

(1) 安全衛生管理者 1人

(2) 安全管理者のうち所長等が指名する者 1人

(3) 衛生管理者のうち所長等が指名する者 1人

(4) 産業医のうち所長等が指名する者 1人

(5) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうち所長等が指名する者 3人

3 安全衛生委員会は、法第17条第1項及び法第18条第1項に定める事項の調査・審議をし、所長等に対して意見を述べることができる。

4 安全衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、安全衛生委員会が別に定める。

5 所長等は、委員を選任したときは、遅滞なく安全衛生委員会委員選任報告書（別記様式第5号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

6 所長等は、安全衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該安全衛生委員会における議事の概要を規則第23条第3項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならない。

7 所長等は前項の安全衛生委員会を開催したときは、遅滞なく安全衛生委員会開催状況報告書（別記様式第6号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生委員会)

第14条 常時50人以上の職員が勤務する事業場（前条第1項の規定により安全衛生委員会を置く事業場を除く。）に衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は次に掲げる委員5人をもって構成する。

(1) 安全衛生管理者 1人

(2) 衛生管理者のうち所長等が指名する者 1人

(3) 産業医のうち所長等が指名する者 1人

(4) 衛生に関し経験を有する職員のうち所長等が指名する者 2人

3 衛生委員会は、法第18条第1項に定める事項の調査・審議をし、所長等に対して意見を述べることができる。

4 衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、衛生委員会が別に定める。

5 所長等は、委員を選任したときは、遅滞なく衛生委員会委員選任報告書（別記様式第5号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

6 所長等は、衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該衛生委員会における議事の概要を規則第23条第3項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならない。

7 所長等は前項の衛生委員会を開催したときは、遅滞なく衛生委員会開催状況報告書（別記様式第6号）により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（委員の推薦）

第15条 第13条から前条までの規定による統括安全衛生委員会、安全衛生委員会及び衛生委員会の委員のうち、統括安全衛生管理者又は安全衛生管理者以外の委員の半数については、本部又は事業場の職員の過半数で組織する職員団体又は労働組合（以下これらの団体を「職員団体等」という。）がある場合においてはその職員団体又は労働組合、職員団体等がない場合においては職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。

（意見の聴取等）

第16条 安全衛生委員会又は衛生委員会が置かれていない事業場の所長等は、職員の安全又は衛生に関する事項について職員の意見を聞くための機会を設けるように努めなければならない。

2 所長等は、前項に規定する意見の聴取を行ったときは、その内容を必要に応じて統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第4章 健康管理

（健康診断の種類）

第17条 職員の健康を確保するために、次の各号に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断 新たに採用された職員について実施する。
- (2) 一般定期健康診断 毎年定期にすべての職員について実施する。
- (3) 特定業務従事者の健康診断 毎年定期に統括安全衛生管理者が別に定める衛生上有害な業務に従事する職員について実施する。
- (4) その他の健康診断 必要により実施する。

2 前項各号に掲げる健康診断の健診項目等については、統括安全衛生管理者が別に定める。

（健康診断の実施）

第18条 所長等は、健康診断が実施されるときは、統括安全衛生管理者の指示に従い期日又は期間のほか必要な事項を職員に周知させるとともに、職員が受診できるよう配慮しなければならない。

2 所長等は、健康診断が実施されるときは、統括安全衛生管理者が別に定める健康診断個人票を産業医に提出しなければならない。

（健康診断受診の義務）

第19条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

(健康診断結果の取扱方法)

第20条 産業医は、健康診断を実施したときは、その健康診断の結果を統括安全衛生管理者が別に定める所見区分により判定し、必要に応じて意見を付して、健康診断個人票に記入のうえ当該個人票を所長等に通知しなければならない。

2 所長等は、前項の規定による通知を受けたときは、健康診断個人票により職員ごとに健康診断の結果を通知しなければならない。

3 産業医は、健康診断終了後直ちにその結果を統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 所長等は、健康診断個人票を5年間保存しなければならない。

5 所長等は、職員が配置換えを命じられたときは、当該職員の健康診断個人票を当該職員が新たに所属する機関の所長等に送付しなければならない。

(事後措置)

第21条 所長等は、産業医の判定により措置が必要と認められた職員については、適切な措置を講じなければならない。

2 所長等は、前項に規定する措置及びその他職員の健康管理上必要な措置を講じた場合には、統括安全衛生管理者が別に定める様式により統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第22条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

安全管理者選任報告書

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり安全管理者を選任しました。

事業場名	
職員数	人
職・氏名	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	年 月 日
経歴概要	
参考事項	

備考

- 「経歴概要」の欄には、規則第5条に規定する安全管理者の資格要件に関する学歴・職歴・勤務年数・研修修了の旨などを記載すること。
- 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日を併記すること。

衛生管理者選任報告書

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり衛生管理者を選任しました。

事業場名	
職員数	人
職・氏名	
生年月日	年 月 日
選任年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
経歴概要	
参考事項	

備考

- 1 「資格取得年月日」の欄には、規則第10条に規定する資格要件（医師免許や衛生管理者免許）を取得した年月日を記載し、免許証の写しを添付すること。
- 2 「経歴概要」の欄には、衛生管理者の免許試験の受験資格に関する学歴・職歴・勤務年数などを記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日を併記すること。

安全衛生推進者選任報告書

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり安全衛生推進者を選任しました。

事業場名	
職員数	人
職・氏名	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	年 月 日
経歴概要	
参考事項	

備考

- 1 「経歴概要」の欄には、昭和63年労働省告示第80号で定められている基準に関する学歴・職歴・勤務年数などを記載すること。
- 2 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日を併記すること。
- 3 不用の文字は、消すこと。

作業主任者選任報告書

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり作業主任者を選任しました。

事業場名				
作業従事職員数		人		
作業主任者	職名		免許・講習の区分	免許（ ）級・講習
	氏名		免許証（修了証）	第 号
	生年月日	年 月 日	交付者	
選任年月日		年 月 日		
作業設備の概要等				
参考事項				

備考

- 1 作業区分に応じて免許証や技能講習修了証の写しを添付すること。
- 2 「作業設備の概要等」の欄には、設備の規模と作業量について記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日を併記すること。

安全衛生委員会

委員選任報告書

衛生委員会

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり委員を選任しました。

機 関 名					
職 員 数	人				
委 員 の 区 分	職 名	氏 名	年 齢	性 別	備 考
総括安全衛生管理者					
安 全 管 理 者					
衛 生 管 理 者					
産 業 医					
安 全 に 関 す る 経 験 者					
衛 生 に 関 す る 経 験 者					

備考

- 1 備考の欄には職員団体・労働組合・職員代表推薦の有無を必ず記入すること。
- 2 不用の文字は、消すこと。

様式第6号（第13条、第14条関係）

安全衛生委員会

開催状況報告書

衛生委員会

年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者

職名

氏名

次のとおり委員会を開催しました。

委員会名	
開催日時	
開催場所	
出席委員	
議 題	
審議内容	

備考

不用の文字は、消すこと。